

平成 26 年 (ワ) 第 18690 号 契約金等請求事件

原 告 高久秀雄

被 告 板橋区

求釈明申立書

平成 27 年 4 月 28 日

東京地方裁判所民事第 32 部 1A 係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小 川 隆太郎

同 小田川 綾 音

同 高 井 信 也

同 中 島 広 勝

同 永 里 桂太郎

同 細 川 潔

同 本 田 麻奈弥

同 山 下 優 子

同 渡 邊 彰 悟

被告資源環境部環境課が平成 27 年 1 月に作成した「板橋区ホテル生態環

境館のホタル等生育調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告）」（以下、「乖離報告書」という。）は、「IX 総括」において、「塩基配列解析（DNA）調査報告によると、ホタル生態環境館において平成26年に羽化または発見されたゲンジホタルのDNA調査では、福島県大熊町のホタルではなく、西日本地方のDNAを持ったゲンジボタルであることが明らかになった。これは、西日本地方のDNAを持ったホタルが人為的に移動されていた可能性が高いということを示しており、元飼育担当職員が述べていた累代飼育がなされていたなら、西日本地方のホタルが存在するというのは不自然である。」、「ホタル生態環境館のホタルは、外部から人為的移動により持ち込まれ、累代飼育も行なわれていなかったものと考えられる。」としている。

他方で、被告指定代理人篠岡氏は、平成27年4月10日の口頭弁論期日において、本件訴訟では、「乖離報告書の記載内容に基づく主張をする予定は無い」、「乖離報告書はホタル館のホタルのDNAに関するものであり、ホタルの飼育実態についてのものではない」、「ホタル館におけるホタル飼育の実態を争う予定は無い」と述べた。

以上を前提として、被告に対し以下の点について釈明を求める。

なお、実際には、ホタル持込みの事実はなくホタル館では累代飼育が行なわれていたのであり、以下の釈明によって、原告として、乖離報告書の記載内容が事実であると認めるものではないことを、念のため付言する。

1 被告指定代理人のいう「ホタル飼育の実態」について

被告指定代理人の「ホタル飼育の実態を争う予定は無い」との発言の趣旨を明確にされたい。

具体的には、①ホタル館においてホタルの持込みは無く、ホタルの累代飼育が行なわれていた実態を争わないという趣旨であるのか、それとも、②ホタル館においては累代飼育は行なわれておらず、持込みホタル飼育の

実態しかなかったが¹、それでも、原告の委託業務自体の履行としては問題としないという趣旨であるのかを明確にされたい。

また、②である場合、ホテル館における「持込みホテル飼育の実態」は、平成25年度のみであるのか、それ以前からであるのか、後者である場合いつからであるのかも含めて、被告の認識を明確にされたい。

2 原告の委託業務の履行について

□ 被告において、以下の事実を認めるか否か明確にされたい。

仮に問題があることを指摘する場合には、そのことがどのように本件業務委託契約の解除に結び付く事実となるのかについても明らかにされたい。

① 阿部氏を含む被告職員以外の者（補助者・ボランティアスタッフ等）が、本件委託業務（ホテル生態環境館・ビオトープ（実験水路）管理及びホテル飼育・水質管理調査）業務に従事していたこと

② 原告が、ホテル館に、上記委託業務に必要な資材（器具や生物*別紙1記載のもの等）を納品していたこと（但し、すべて正確に別紙1記載のものが納品されていたかを問うものではなく、基本的に原告が納品していたことのあるものを掲示しており、必ずしもこれに限定する趣旨ではない）

③ ①②も含めて別紙の原被告間の仕様書にかかる業務内容（別紙2参照）の履行はなされていたこと

(2) 被告は、原告が直接に補助者らを指揮監督していなかった点のみを契約違反の理由と主張するのか否か明確にされたい。併せて、その余の契約違反の理由を主張する予定がある場合には、その理由を明示されたい。

以上

¹ 乖離報告書を前提とすれば、ホテル館においては、平成25年4月の幼虫持込みから同年6～8月の成虫持込みまでの間の持込みホテルの飼育のみが行なわれ、その余の期間はホテルは飼育されていなかったという飼育実態となる。

<生 物>

水生動物	魚類	爬虫類	水草
カワニナ	ホンメダカ	イシガメ	マツモ
モノアラガイ	ヒメダカ	クサガメ	ジュンサイ
タガメ	ホトケドジョウ		コウホネ
コオイムシ	シマドジョウ		ハイゴケ
タイコウチ	アカメ		ホテイソウ
ミズカマキリ	カネヒラタナゴ		カモンバ
ゲンゴロウ	ニホンバラタナゴ		
ガムシ	オヤニラミ		
スズムシ	土佐金魚		
マツムシ	ランチュウ		
カジカガエル	ドンコ		
モリアオガエル	ヤマトヌマエビ		
トウキョウサンショウウオ	ヨシノボリ		
イモリ	ウグイ		
二枚貝（ドブガイ・イシガイ・カラスガイ）			

等

<器具>

水質管理委託に必要な物品

骨炭（水槽用濾過槽に使用）

濾過マット（水槽用濾過槽に使用）
水作エイト濾過器（飼育水槽内濾過に使用）
水作フラワー濾過器（飼育水槽内濾過に使用）
エアーポンプ（水槽用濾過器に使用）
エアーホース（水槽用濾過器に使用）
エアーチューブ（水槽用濾過器に使用）
上部型濾過ポンプ（水槽用濾過槽に使用）
水中型濾過ポンプ（水槽用濾過槽に使用）
濾過フィルター（底面及び側面）
エアー分配器（水槽用濾過槽に使用）
蛍光等機器（水槽用濾過槽に使用）
酸素ポンベ（水槽用濾過槽非常時に使用）
その他（適時必要な物品。例えばピンセットや二酸化炭素発生装置）

飼料

テトラミン（カワニナ等の餌）
テトラフィン（カワニナ等の餌）
テトラベジタブル（カワニナ等の餌）
テトラクリル（カワニナ等の餌）
テトラフローラプライド（水草栄養剤）
冷凍赤虫（飼育魚の餌）
活きイトミミズ（飼育魚の餌）
ミルワーム（両性類・爬虫類の餌）
その他（適時必要な飼料。例えば日本産花粉等）

1 ホタル飼育・水質管理検査業務委託における業務内容（乙 1・「仕様書」から）

(1) 水質管理作業

・ホタル生態水槽、カワナ育成水槽、カワナ検疫水槽、水生昆虫水槽及び川魚水槽等の水交換作業

・毎月 5 検体の BOD 検査（検査箇所は各月ごとに区と協議し決定する。）

・月 1 回の基本検査データ提出

※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。

(2) 水質維持作業

エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、（水作エイト：ニューフラワー）交換、蛍光管点検・交換、ジョイント交換等

(3) 植物管理

室内外の除草、清掃及び灌水は、適切な判断により区と協議のうえ行う。

(4) 清掃作業

管理舎及びせせらぎ等の清掃を適宜行う。

(5) 視察・来館者等の案内及び対応補助

(6) 施設内外の閲覧用資料作成補助

（以下略）

2 ホタル生態環境館ビオトープ（実験水路）管理業務における業務内容（乙 2「仕様書から」）

(1) 水質管理作業

別添の水質検査測定に基づき月1回の基本検査を行い、データ記録を提出する。

※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。

(2) 水質維持作業

エアーストーン交換、エアーホース点検・交換、エアーフィルター点検・交換、ろ材交換等

(3) 清掃作業

- ・ビオトープ（実験水路）内の落葉等ゴミの除去
- ・ビオトープ関連機器及び水路周辺の清掃
- ・ビオトープ周辺の植物の手入れ

(4) 施設内外の閲覧用資料作成補助

(以下略)